

避難実施要領（案）

玄海町長

令和 年 月 Y 日 時 分現在

原子力発電所への攻撃（町域内避難 及び 町域外避難）

1 佐賀県からの避難の指示の内容

X 国と日本との間で関係が悪化。あらゆる外交努力を尽くすも関係は悪化の一途をたどり、国連等の介入も関係は改善せず。防衛省や国家安全保障局等による検討の結果、空港・港湾施設・原子力関連施設等が X 国の攻撃目標になり得ると判断し、玄海町においても住民を避難させることが必要と判断され、避難措置の指示があった。

佐賀県から、当面、玄海町の PAZ の住民を小城市へ避難させ、UPZ の住民を屋内退避させる旨の指示があった。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	—
発生場所	玄海原子力発電所を想定
実行の主体	X 国 特殊部隊
事案の概要と被害状況	<p>特殊部隊による攻撃が行われたときに備え、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めに基づき策定する「玄海町原子力災害対応避難（行動）計画」に準じて行動する。</p> <p>被害は現在までのところなし。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>対応に時間を要すること予想されることから、長期間は避難施設にとどまることを考慮することが必要</p>
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___ m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	PAZ
避難先と避難誘導の方針	<p>要避難地域（PAZ）の施設敷地緊急事態要避難者約〇名に対して、本日〇：〇を目途に小城市へ避難させる。ただし、避難することにより健康リスクが高まる者は、放射線防護施設（玄海園）で屋内退避し、避難の準備が整い次第、小城市へ避難させる。</p> <p>PAZ の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）約〇名に対して、明日〇：〇を目途に小城市へ避難させる。</p> <p>避難は、原則自家用車の乗合とし、これによらない場合は一時集合場所から町又は県が準備する避難バスで移動する。</p> <p>UPZ の住民は、不要不急の外出を避け、屋内退避を継続する。</p> <p>園児、児童、生徒は、直ちに保護者に引き渡す。</p>
避難開始日時	<p>施設敷地緊急事態要避難者</p> <p>令和 年 月 Y 日 :</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者以外の者</p>

	令和 年 月 Y+1 日 :			
避難完了予定日時	施設敷地緊急事態要避難者 令和 年 月 Y 日 : 施設敷地緊急事態要避難者以外の者 令和 年 月 Y+1 日 :			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	県警察:交通規制、避難誘導 消防:避難誘導 自衛隊:発電所周辺の警戒、避難誘導 海上保安部:周辺海域の警戒			
連絡調整先	本避難実施要領は、町対策本部から各部等、県、消防機関、 県警察、海上保安部、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に 伝達する。 現地調整所:町職員 2 名を派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当 職員等を派遣 その他の関係機関 唐津市消防本部(警防課):0955-72-9260 唐津警察署(警備課):0955-72-2101 唐津海上保安部(管理課):0955-74-4323 陸上自衛隊第 16 普通科連隊(第 3 科):0957-52-2131 ※状況が変化した場合等、関係部署間において緊急に連絡を 取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	要避難地域の避難誘導にあたっては、県警察、自衛隊と連携して安全を確保しながら実施する。			
地域の特性	地域の結びつきが強く行政区単位の行動が期待できる。また、原子力防災訓練を実施しているため、整齐とした避難が期待できる。			
時期による特性	低気圧の影響により降雨の可能性はある。			
4 避難者数(単位:人)(※当時の状況に応じて地区を選択してください。避難者数は R4.12.31 現在の住基情報、要避難者数は R4.3.31 現在の避難行動要支援者名簿)				
地区名	外津	値賀川内	下宮	中通
避難者数(計)	593	171	180	202
うち要避難者数	81	24	26	22
うち外国人等の数	0	0	0	0
地区名	仮立	普恩寺	シーライントウン	平尾
避難者数(計)	152	246	143	331
うち要避難者数	21	37	7	21

うち外国人等の数	0	0	2	0
地区名	浜野浦	小加倉	栄	花の木
避難者数(計)	141	139	69	52
うち要避難者数	24	23	8	7
うち外国人等の数	3	0	0	0
地区名	大藺	仮屋	石田	合計
避難者数(計)	112	517	138	2,314
うち要避難者数	31	117	32	481
うち外国人等の数	1	0	0	6

5 避難施設

5-1 避難施設

避難先地域	小城市	小城市	小城市	小城市
避難施設名	佐賀県立小城 高等学校	小城市立晴田 小学校	小城市立桜岡 小学校	小城市立小城 中学校
所在地	小城町 176	小城町畑田 2099	小城町 166	小城町松尾 4104
収容可能人数(人)				
連絡先(電話等)	0952-73-2295	0952-73-3226	0952-73-3070	0952-73-2191
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等				
避難先地域	小城市	小城市	小城市	小城市
避難施設名	小城市小城体 育センター	小城市まちなか 市民交流プラザ	小城文化セン ター	小城保健福祉 センター
所在地	小城町畑田 98-1	小城町 253-21	小城町 520-1	小城町 178-9
収容可能人数(人)				
連絡先(電話等)	0952-73-2368	0952-37-6601	0952-72-2885	0952-73-7117
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等				

5-2 一時集合場所

一時集合場所名	外津漁村環境 改善総合セン ター	値賀川内公民 館	下宮公民館	中通公民館
所在地	今村 4735	値賀川内 996	今村 5814	今村 6120-1
連絡先(電話等)	0955-52-6942	0955-52-6380	0955-52-3851	0955-52-3578
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等				
一時集合場所名	仮立公民館	九州電力値賀 寮体育館	値賀第2コミュ ニティセンター	玄海園
所在地	今村 6772	今村 6316	平尾 691	平尾 432-1
連絡先(電話等)	0955-52-5002	-	0955-52-6109	0955-51-3600
連絡担当者				
その他の留意事項等				
一時集合場所名	浜野浦公民館	小加倉公民館	栄公民館	花の木公民館

所在地	浜野浦 417-3	小加倉 334-5	石田 41-39	石田 294-15	
連絡先(電話等)	0955-52-6841	0955-52-3088	0955-52-5004	0955-52-5127	
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
その他の留意事項等					
一時集合場所名	大藪公民館	仮屋コミュニティセンター	石田公民館		
所在地	大藪 1151-1	仮屋 398-15	石田 494-1		
連絡先(電話等)	0955-52-6769	0955-52-6310	0955-52-6573		
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇		
その他の留意事項等					
6 避難手段					
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他(要支援者用の車)				
輸送手段の詳細	種類(車種等)				
	台数				
	輸送可能人数				
	連絡先				
輸送力の配分の考え方					
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、個別避難計画の支援者が搬送支援する。支援者による支援が困難な場合は、消防団や町の保有車両により搬送する。			
	その他(けが人等)	避難することにより健康リスクが高まる者の避難要領は、県と調整して決定する。 町内の病院及び唐津市の病院と調整し、救急車やドクターヘリによる搬送を行う。			
7 避難経路					
避難に使用する経路		主な避難経路は、県道 254 号～県道 340 号～県道 50 号～国道 203 号 細部は、別添地図を参照			
交通規制	実施者の確認	唐津警察署			
	規制にあたる人数	〇人程度			
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	唐津警察署、自衛隊			
	規制にあたる人数	〇人程度			
	規制場所	交通規制を行う付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法(時間の上段:施設敷地緊急事態要避難者、下段:それ以外の者)					
地区		外津	値賀川内	下宮	中通
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	外津漁村環境改善総合センター	値賀川内公民館	下宮公民館	中通公民館

	集合時間	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇
町外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス
	避難経路	県 254→県 340→県 50→国 203	県 254→県 340→県 50→国 203	県 254→県 340→県 50→国 203	県 254→県 340→県 50→国 203→県 48
	避難先	佐賀県立小城高等学校	小城市立晴田小学校	小城市立桜岡小学校	小城市立小城中学校
	避難完了予定日時	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇
地区		仮立	普恩寺	シーライントウン	平尾
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	仮立公民館	九州電力値賀寮体育館	九州電力値賀寮体育館	値賀第2コミュニティセンター 又は 玄海園
	集合時間	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇
町外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス
	避難経路	県 254→県 340→県 50→国 203			
	避難先	小城市立桜岡小学校	小城体育センター	小城市立晴田小学校	小城市まちなか市民交流プラザ
	避難完了予定日時	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇

地区		浜野浦	小加倉	栄	花の木
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	浜野浦公民館	小加倉公民館	栄公民館	花の木公民館
	集合時間	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇
町外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス
	避難経路	国 204 → 県 50 → 国 203	県 254 → 県 340 → 県 50 → 国 203 → 県 48	県 292 → 県 340 → 県 50 → 国 203	県 292 → 県 340 → 県 50 → 国 203 → 県 48
	避難先	小城体育センター	小城文化センター	小城体育センター	小城市立小城中学校
	避難完了予定日時	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇
地区		大藪	仮屋	石田	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難先	大藪公民館	仮屋コミュニティセンター	石田公民館	
	集合時間	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	
その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇		
町外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	
	輸送手段	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	
	避難経路	国 204 → 県 50 → 国 203	国 204 → 県 50 → 国 203	国 204 → 県 50 → 国 203 → 県 48	
	避難先	佐賀県立小城高等学校	小城保健福祉センター	小城市立小城中学校	
	避難完了予定日時	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	
	その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇	

	任者等)			
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画により個別対応		
	要支援者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者支援班を編成 ・要支援者の状況に応じた対応を実施 		
	輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者車両 ・バス ・福祉車両(車イス仕様) ・福祉車両(ストレッチャー仕様) ・救急車 		
	避難経路	県道〇号		
	避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・県が指定する福祉避難所 ・町外協定福祉避難所 社会福祉法人天寿会〇園(〇市〇-〇-〇) 		
	避難開始日時	Y日〇:〇		
	避難完了予定日時	Y日〇:〇		
8-2 職員の配置方法				
配置場所	避難先施設	一時集合場所	主要な交差点	
人数	5名	2名	1名	
現地調整所	連絡要員 2名			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	職員、消防団員 10名、車両			
時期	Y+1日〇:〇			
場所	PAZ			
方法	広報車での呼びかけ、戸別訪問			
措置	残留者に対し、避難するよう求める。			
終了予定日時	Y+1日〇:〇			
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法				
食事時期	Y日夕食から支給			
食事場所	避難先施設			
提供する食事の種類	当初は、町備蓄食料 事後は、現地調達による弁当又はボランティアによる炊き出し 状況により佐賀県、小城市又は自衛隊に支援を要請			
実施担当部署	住民対策部			
8-5 追加情報の伝達方法				
避難誘導に配置した職員による連絡、登録メール、ホームページ、防災 SNS 等				
9 避難時の留意事項(主に住民)				
自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
避難者は、食料、貴重品、医薬品、運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行する。				
安定ヨウ素剤の事前配布を受けて所持している者は、携行する。				
出火防止対策を行い、施錠等行う。				
隣近所に声掛けをして相互に助け合って避難する。				
親戚宅等に避難する場合は、区長に避難先を連絡する。				

事態の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難の際には、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、防止、ゴーグル、雨衣等の着用、マスク等をする事。 ・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法とする。 	
時期の特性	
降雨も予想されることから、着替えや雨衣の準備が必要である。	
一時集合場所・避難所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・到着時は、自主防災組織のリーダーのもとに集合する。 	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
<p>(心得・安全確保・服装等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ・特殊標章等を携帯すること。 ・防災服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ・避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ・避難誘導の際には、風下方法を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、防止、ゴーグル、雨衣等の着用、マスク等をさせること。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内連絡網 ・個別避難計画に基づく伝達方法 ・防災行政無線、登録メール、防災 SNS、ホームページ ・報道機関：報道責任者は、避難実施要領について情報提供
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧による
職員間の連絡手段	LoGo チャット(国民保護トークルーム) 職員電話番号一覧による
12 緊急時の連絡先	
玄海町 国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	電話:0955-52-2115 F A X:0955-52-5008 e-Mail:bousai@town.genkai.lg.jp